



発行 東京都

目次

規則

- 東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部企画計理課）…一
- 健康増進法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部健康推進課）…二

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………（生活文化局計量検定所検査課）…二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景觀課）…二
- 都市計画事業の認可……………（同）…二
- 公共測量の終了（六件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…三
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…四
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）…六
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……………（同）…八
- 知事指定薬物の指定の失効……………（福祉保健局健康安全部薬務課）…一〇
- 東京都統計調査条例による統計調査の名称等……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…一〇
- 都道（首都高速道路）の区域変更（二件）……………（建設局道路管理部路政課）…一七
- 教習指導員審査の実施……………（同）…一七

- 警備員等の検定の実施（二件）……………三

公告

- 都市計画の図書の縦覧（二件）……………（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）…三
- 土地区画整理事業の仮換地指定通知書の送付に代える公告……………（都市整備局第一市街地整備事務所事業課）…三
- 土地区画整理事業の使用収益停止通知書の送付に代える公告……………（同）…三
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

正誤

- 平成三十年十二月二十七日付東京都下水道局管理規程第十二号……………三

規則

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十一号

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十七年東京都規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

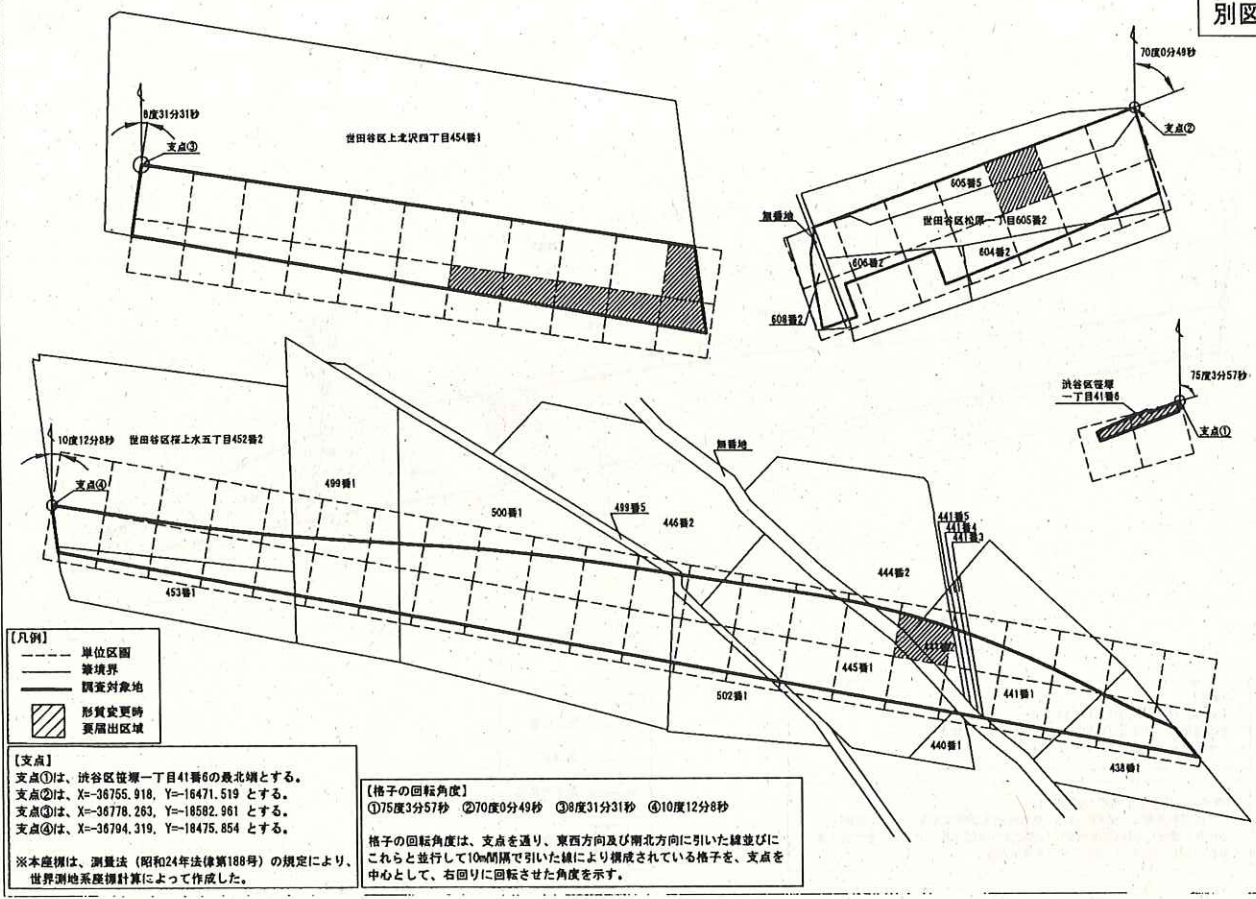
第二十一条の次に次の一条を加える。

（土地等の貸付けの認可申請）

第二十二條 法人は、法第七十九條の五の規定により土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（以下「土地等」という。）の貸付けの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 当該貸付けに係る土地等の所在地

別図



●東京都告示第四百十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月六日

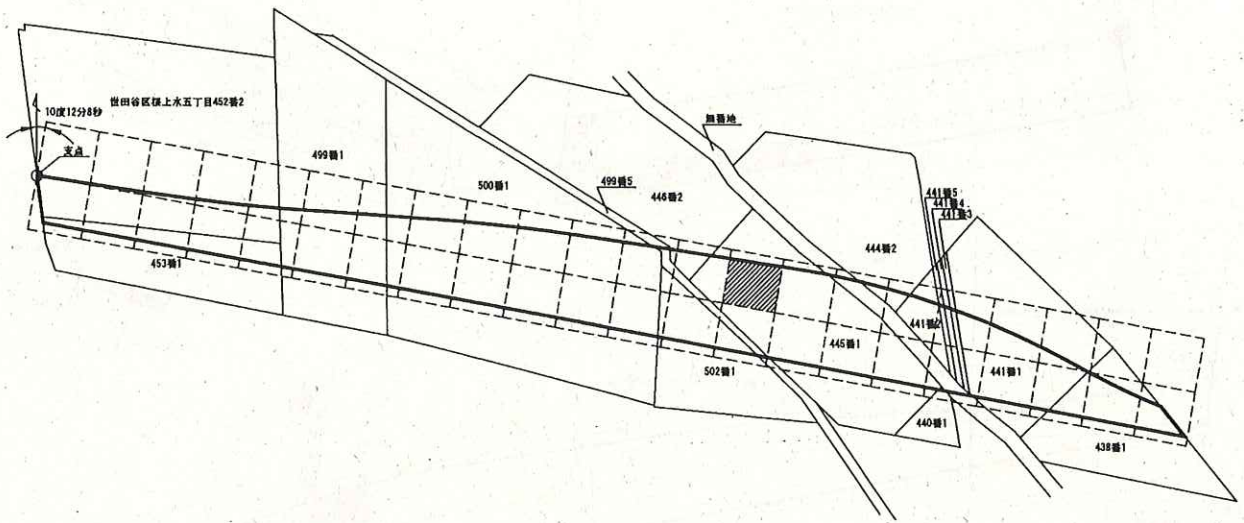
東京都知事 小池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり(世田谷区桜上水五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【支点】
 支点は、X=-36794.319、Y=-18475.854 とする。
 ※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
 世界測地系座標計算によって作成した。

- 【凡例】
- 単位区画
 - 境界
 - 調査対象地
 - ▨ 要措置区域

【格子の回転角度(10度12分8秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池 百合子